

議案第64号

八幡浜市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

平成30年6月4日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

八幡浜市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成29年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第2条 平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）<u>については</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日）<u>までの間は</u>_____、<u>八幡浜市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例（以下この条において「条例」という。）第3条第3号の規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しているものとみなす。</u></p> <p>2 前項の規定により<u>条例</u>第3条第3号に規定する日までの間に_____主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修<u>（同号の規定に</u></p>	<p>附 則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第2条 平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）<u>に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（この条例による改正後の八幡浜市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。以下同じ。）については、同号の規定にかかわらず、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日）<u>までに修了した場合には、</u></u></p> <p>_____の規定する日までの間に修了した_____ものとみなす。</p> <p>2 前項の規定により<u>新条例</u>第3条第3号に規定する日までの間に<u>最初の</u>主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修_____</p>

<p>より、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。次項において同じ。) 以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。</p> <p>3 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、<u>条例</u>第3条第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。</p> <p>4 (略)</p>	<hr/> <hr/> <hr/> <p>以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。</p> <p>3 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、<u>新条例</u>第3条第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。</p> <p>4 (略)</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。